

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」について

1. 概要

- 第 201 回通常国会において、社会福祉法の改正により、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や NPO 法人等を「社員」として、相互の業務提携を推進する社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）を創設すること等を内容とする、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が提出されたところ。
- 同法律案においては、介護人材の確保を推進するため、連携推進法人が行う業務の 1 つとして人材の確保を規定するとともに、連携推進法人がその社員（社会福祉事業を営業者）の委託を受けて労働者の募集を行う場合には、一定の要件のもと、労働者の委託募集の特例を認める旨の改正規定が含まれている。

（参考）連携推進法人が行う業務

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・ 福祉人材不足への対応（福祉人材の確保や人材育成）
- ・ 設備、物資の共同購入 等

2. 改正規定の内容

- 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条においては、労働者を雇用しようとする者は、
 - ・ 被用者以外の者に報酬を与えて労働者の募集に従事させようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けるとともに、報酬の額について厚生労働大臣の認可を受けなければならない、
 - ・ 被用者以外の者に報酬を与えることなく労働者の募集に従事させようとするときは、厚生労働大臣に届け出なければならないこととされている。
- 改正法が成立した場合、所轄庁（都道府県知事）の認定を受けた連携推進法人は、報酬の有無にかかわらず、厚生労働大臣への届出を行うことにより、社員（社会福祉事業を営業者）からの委託を受けて当該社員の労働者の募集を行うことが可能となる。

（※ 1）委託募集の特例については、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）や地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）等において同様の規定が存在する。

（※ 2）委託について連携推進法人に報酬が支払われる場合、厚生労働大臣による報酬の認可は必要。

（※ 3）厚生労働省令において、連携推進法人の認定要件として、現行の委託募集に係る許可基準として定められている要件（労働関係法令違反等）を規定することを予定。

（参考 2）職業安定法（抄）

第 36 条 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして報酬を与えて労働者の募集に従事させようとするときは、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の報酬の額については、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 労働者を雇用しようとする者が、その被用者以外の者をして報酬を与えることなく労働者の募集に従事させようとするときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

3. 施行期日

公布の日から 2 年を超えない範囲の政令で定める日